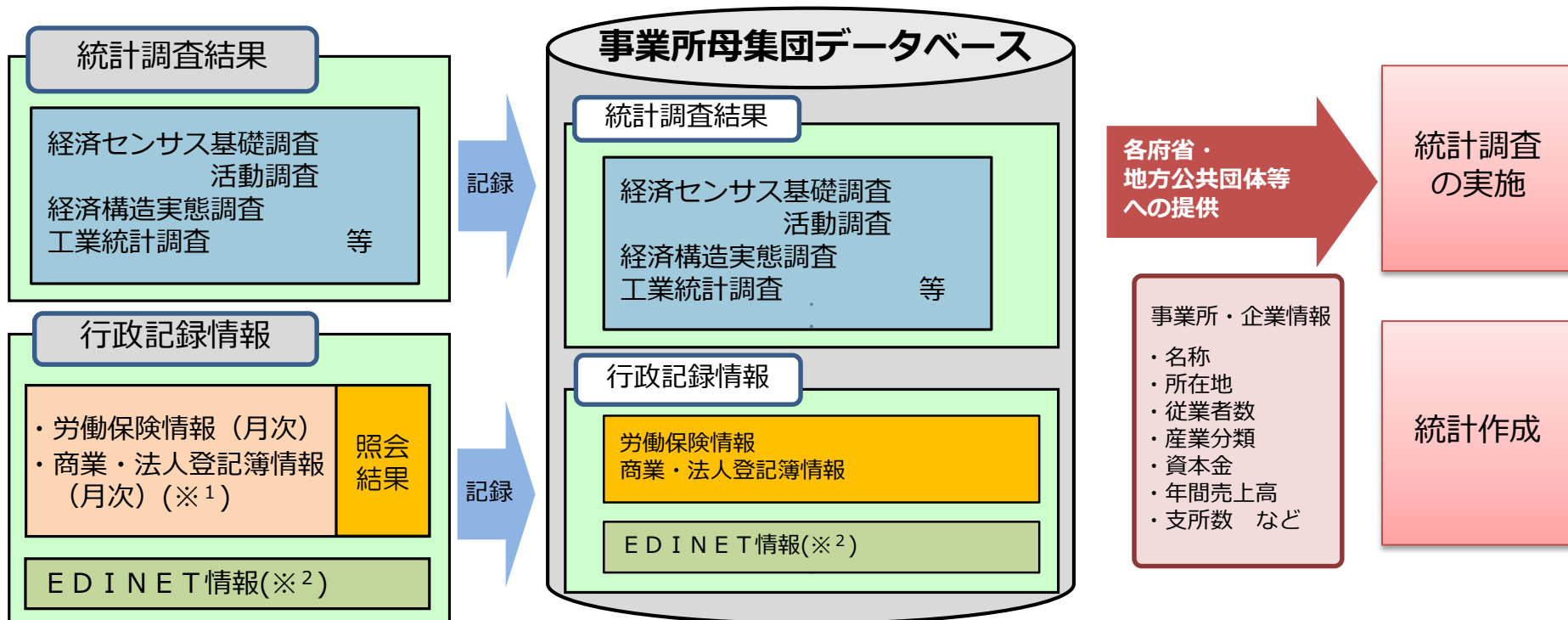


- 統計法第27条第1項に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、総務大臣が整備
- 統計法第27条第2項に基づき、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を行うため、国の行政機関、都道府県、市町村等に母集団情報を提供



※1 企業・事業所の新設・廃業情報を基に対象企業に対する照会を行い、結果をデータベースに収録

※2 EDINET：金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等の電子開示システム